

## スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

1 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から、スマホやパソコンで所得税などの申告書を作成し、マイナンバーカードを使用してオンラインで提出ができます。

2 マイナポータル連携を利用すると、給与、年金、医療費、ふるさと納税などのデータを申告書の該当項目へ自動入力することができます。

(注:給与のデータは、事業主の方が、オンラインで源泉徴収票を提出していること等の条件があります)

※1 マイナンバーカード読み取対応のスマホ（又はICカードリーダライタ）が必要です。  
マイナポータル連携のご利用には、事前準備が必要です。

※2 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。  
有効期限や更新手続等の詳細はデジタル庁公式noteをご確認ください。



詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

「書かない窓口確定申告 マイナンバーカードで自宅からe-Tax」  
([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7\\_smart\\_shinkoku/pdf/01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/01.pdf))



「確定申告書はマイナポータル連携にお任せください」  
([https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7\\_smart\\_shinkoku/pdf/02.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r7_smart_shinkoku/pdf/02.pdf))



## e-Taxを利用するメリット！

- 税務署に行かず自宅から申告。
- 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書などの添付書類は、記載内容を入力・送信すれば提出や提示が不要。

※法定申告期限等から5年間、税務署から書類の提出や提示を求められることがあります。

- 自宅からe-Taxで提出された還付申告は、3週間程度で還付。
- 24時間いつでも利用可能。  
※メンテナンス時間を除きます。
- 受信通知からいつでも申請内容を確認可能。



## お知らせ（法定調書のe-Tax等による提出義務化について）

- 令和6年度中に提出した法定調書の枚数が100枚以上となった法定調書については、令和8年に提出する法定調書をe-Tax、クラウド等又は光ディスク等により提出する必要があります。

※100枚以上の判定は、法定調書ごとに行います。

- 詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要について

([https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosh/hoteichosh\\_gimuka.htm](https://www.e-tax.nta.go.jp/hoteichosh/hoteichosh_gimuka.htm))



※ 確定申告書等作成コーナー、e-Taxソフトの事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方のお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ ☎ 0570-01-5901

※ 電子証明書の読み取りに関するスマホの設定、マイナンバーカードに関するお問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤルへ ☎ 0120-95-0178

所得税などの申告は、e-Taxをご利用ください

問合せ先

十勝池田税務署  
☎ 015-572-2171

## 豊頃町で受けられる 介護保険サービス

介護認定の申請を行い、要介護または要支援と認定された方が、一定割合（1～3割）の自己負担で利用できる各種のサービスのことを「介護保険サービス」といいます。

12月号では自宅で生活しながら受けることができる介護サービスについて紹介しました。今回は施設に通所や入所して受けることができる介護サービスについて紹介します。

### 通所・短期入所サービス

#### ◆通所介護（デイサービス）

施設に通い、食事、入浴などの日常生活上の支援や、機能回復のため訓練・レクリエーションなどを行います。



#### ◆通所リハビリテーション（町外）

医療機関や介護老人保健施設等に通い、心身機能の維持回復と日常生活の自立に向けた訓練を受けます。

#### ◆短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴・食事などの日常生活上の介護や機能訓練を受けます。  
※連続した利用には日数制限があります。

### 施設サービス

#### ◆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常に介護が必要で、家庭での生活が困難な方が入所する施設です。食事や排泄など日常生活上の介護や身の回りの世話を受けます。入居定員が30人未満の小規模な施設（地域密着型介護老人福祉施設）もあります。

※原則要介護3以上の方が対象です。

#### ◆介護老人保健施設（町外）

症状が安定し、病院から退院した方などが、在宅に復帰できるようリハビリテーションを中心に医療ケアと介護を受ける施設です。

#### ◆介護医療院（町外）

長期療養を必要とする人が入所して医学的管理や日常生活上の世話を受けます。



地域包括支援センター職員

次回（2月号）は介護サービスを受ける流れについてご紹介します。

問い合わせ先 役場福祉課包括支援係 ☎ (574) 2214